

## 医療費控除等に関する添付書類の見直し

### 1. 改正のポイント

#### (1) 内容

- ①医療費控除及びセルフメディケーション税制(医療費控除の特例、平成29年から新設)の適用を受ける際に添付する書類が、医療費又は医薬品購入費の「領収書」に代えて「医療費等の明細書」又は「医療保険者等の医療費通知書」となる。
- ②「医療費等の明細書」を作成し確定申告書に添付する場合、確定申告期限等から5年間は税務署長から医療費の領収書の提示又は提出を求められた場合に、これに応じる必要があるため、5年間は領収書を保管する必要がある。
- ③「医療保険者等の医療費通知書」(一定期間に医療機関等で診療を受けた際にかかった医療費等の額をとりまとめた通知書)を確定申告書に添付する場合、領収書の保管も不要となる。

#### (2) 影響

- ①改正前も慣例的には、領収書とともに「医療費等の明細書」を作成し確定申告書に添付していたが、改正後は領収書の添付は不要となることから、確定申告において納税者の負担が軽減される。

#### (3) 適用時期

- ①平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合に適用される。
- ②経過措置として、平成29年分～平成31年分については、明細書等は提出せず領収書の添付又は提示でも可。

## 2. 改正の内容

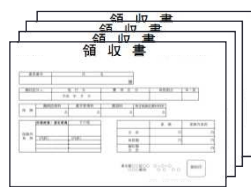
医療費控除及びセルフメディケーション税制(医療費控除の特例、平成29年から新設)の適用を受ける場合は、医療費又は医薬品購入費の「領収書」に代えて「医療費等の明細書」又は「医療保険者等の医療費通知書」を確定申告書に添付することとされる。ただし「医療費等の明細書」に記載された医療費については、5年間は税務署長から求められた場合に領収書を提示又は提出する必要があることから、その間は保管が必要となる(「医療費保険者等の医療費通知書」に記載された医療費の領収書については保管不要)。

なお、e-Taxにより確定申告書を提出する場合には、これまでも領収書の提示又は提出する必要はなかった(保管は要)。

### (1) 医療費等の明細書

#### ① 書面で確定申告書を提出する場合

【改正前】



領収書の  
添付又は提示  
(保管の義務なし)

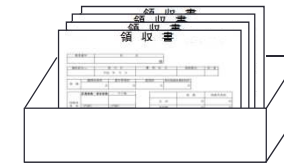
【改正後】

サンプル 平成 年分 医療費の明細書

住所  
氏名

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳 診療内容・医薬品など	支払った医療費 円	左の4号欄の控除対象外医療費 などで算出される金額 (医療費メニュー項目4番目)
合 計				A	B

作成し、確定申告書に添付



領収書の  
保管(5年間)

↓  
税務署長から求め  
られた場合には提  
示又は提出が必要

#### ② e-Taxにより確定申告書を提出する場合

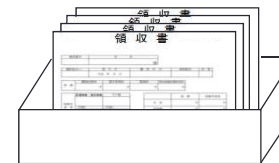
【改正なし】※

平成 年分 医療費の明細書

住所  
氏名

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳 診療内容・医薬品など	支払った医療費 円	左の4号欄の控除対象外医療費 などで算出される金額 (医療費メニュー項目4番目)
合 計				A	B

e-Taxの入力フォームに入力し、送信



領収書の  
保管(5年間)

↓  
税務署長から求め  
られた場合には提  
示又は提出が必要

※e-Taxにおいても領収書を提示又は提出することが可能であったが、平成32年分以降については領収書の提示又は提出することができなくなる。

### 3. 改正の影響

(1)改正前も慣例的には、領収書とともに医療費の明細書を作成し確定申告書に添付していたが、改正後は領収書の添付は不要となることから、確定申告において納税者の負担が軽減される。

### 4. 適用時期

(1)平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合に適用される。

(2)平成29年分～平成31年分については、領収書の添付又は提示でも可。

確定申告の方法	平成28年分		平成29年分		平成30年分		平成31年分		平成32年分以降	
	書面	e-Tax	書面	e-Tax	書面	e-Tax	書面	e-Tax	書面	e-Tax
領収書の添付又は提示	◎	○	○	○	○	○	○	○	×	×
明細書の添付・送信、領収書の保管	-	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎

◎・・・義務 ○・・・選択可 ×・・・不可

※領収書を添付又は提示しない場合は、5年間保管が必要